

平成17年3月28日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 西口 泰夫
(コード番号 6971 東証・大証 第1部)
問合せ先 財務部長 豊谷 晃彦
(TEL (075)604-3500)

移転価格課税に基づく更正通知の受領について

京セラ株式会社は、本日、大阪国税局より、当社と海外現地子会社との間の1999年3月期から2003年3月期の5年間の製品取引等に関して、当社の利益が低く配分されているという当局の判断により、移転価格課税に基づく更正処分の通知を受領しました。更正された所得金額は243億円で、追徴税額は地方税等を含め合計約130億円と試算されます。これに対し、当社はこの更正処分を不服と考えており、不服申し立てを行なう予定です。

今回の当局の指摘内容は、当社及び海外現地子会社が当該期間に納めた租税に関して、各国間の利益配分に起因する納税に偏りがあるため、国内で納税しなおすべきである、というものです。当社は、海外現地法人との間の価格設定に関して、グローバル企業の親会社としての立場から、各海外現地子会社が適正な利潤を得るように過去から一定の方針を定め、現在に至るまでこれに基づき運用し、各国で適正な申告を行なってまいりました。日本においてもこれまで長きにわたり公明正大に適正な申告を行ってきたものと認識しております。

結果として、更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であり、当社としましては議論の場を変えて、当局に対して引き続き当社の考えをご理解頂けるよう努めてまいります。

以 上